

(農水省から発出された文書)

① 下限面積要件の廃止

※その後、判断の基準は「許可日」になるとの見解が示された。

(3月申請でも許可日(不許可日)が4月の場合、下限面積の確認は不要)

② 別段面積の公示の廃止手続きをすることが適当

**引き続き、農水省に対し、3条許可時の判断基準の明確化を要望
農地法制の在り方研究会においても、農地取得の許可基準を検討
(現場の実態も紹介しながら、再検討を求める方針)**

**農委会組織としては優良農地を守るため次の取り組みを運動的に実施
(全国運動の推進要領に記載)**

- ① 農用地区域や地域計画等のエリア指定により、優良農地を確保するための働きかけを強化する
- ② 管内で実績のない取得希望者に対しては、窓口対応により、「所有権」ではなく「貸借権」や「解除条件付き貸借権」を勧める